入札公告第132号

事後審査型一般競争入札の執行について（通常発注案件）

飯田市が発注する建設工事について一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。)第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月17日

飯田市長　佐 藤　　健

1　入札対象工事

発注方式(形態)	通常発注方式(後注参照)	契約番号	一般119
工　事　名	令和8年度　農集排　管路施設改築工事		
工 事 箇 所	（主）飯田富山佐久間線他　飯田市龍江　船渡地区		
工 事 概 要	管路更生工（既設管：CSφ200）　L=321.4m 管渠延長　L=314.2m 管路布設替工　L=　1.9m 下水道用リブ付硬質塩化ビニル管φ200 管渠延長　L=　1.3m マンホール改築工　N=1箇所		
工　　期	契約の日から令和9年2月25日まで		
そ　の　他			

2　入札参加に必要な資格要件

入札に参加する者は、飯田市建設工事等入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

要件項目		内容
工事種別及び等級格付		土木一式　A級・B級
事業所の所在地等		飯田市内本店業者
配置技術者	配置関係	①　本件工事の対象業種における建設業法第26条に規定する技術者を配置できること。この場合、監理技術者にあっては、当該対象業種に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。なお、平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を所持している者については、監理技術者講習を受講しているものとみなす。 ②　配置する技術者は、本件入札日以前3か月以上の雇用関係を必要とする。
	工事経験	要件設定無し
施工実績		要件設定無し
建設業許可		対象業種における、特定又は一般建設業の許可を有すること。
参加企業形態		単独企業（単体企業による施工）
その他		①　飯田市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成25年飯田市告示第97号。以下「要綱」という。）第3条の要件を満たしている者であること。 ②　自立管更生工法の協会に加盟し、かつ、一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会が実施している「下水道管路更生管理技士」資格を保有している技術者が在籍している業者であり、資格保有技術者を主任技術者及び現場代理人として選任し、自社で現場管理を行えること。

3　入札手続等

区分	期間・期日・期限等	場所及び提出先
入札参加申請	令和 8年 9月17日(木)　から 令和 8年 9月29日(火)　16:00まで	電子入札システム
設計図書の閲覧・貸出	令和 8年 9月17日(木)　から 令和 8年 9月29日(火)　まで	入札情報システム
設計図書質問の受付	令和 8年 9月29日(火)　から 令和 8年 9月30日(水)　12:00まで	※提出方法は、電子メール又はファクシミリ 電子メールのタイトルは「質問書」とする。
設計図書質問の回答	令和 8年10月 2日(金)　13:00以降	入札情報システム
入札日時	令和 8年10月 2日(金)　13:00から 令和 8年10月 6日(火)　15:00まで	電子入札システム
開札日時	令和 8年10月 7日(水)　8:30	電子入札システム
応札執行回数	入札回数　1回	見積回数　0回
最低制限価格	設定なし	
低入札調査（失格）基準価格	設定あり 「飯田市建設工事低入札価格調査制度要領」を適用し、失格基準価格を設定します	

4　入札参加資格要件確認書類の提出

(1) 入札参加申請時提出書類

※電子入札システムに添付して提出

ア　必須提出書類

提出書類	部数
飯田市事後審査型一般競争入札参加申請書	対象工事ごとに1部ずつ

配置技術者決定届	対象工事ごとに1部ずつ

イ　前記アに記載された配置技術者の資格等の確認資料

必須書類	技術検定合格証明書又は監理技術者資格者証（表・裏両面）の写し	対象工事ごとに1部ずつ
添付書類	(a) 技術者検定合格証明書提出の場合の添付証明書 技術者の当該工事の入札日以前3か月以上の雇用関係が確認できるもの（住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書またはこれに準ずる資料（いずれかの写し）） (b) 監理技術者資格者証提出の場合の添付証明書 平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者にあっては、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写し	対象工事ごとに1部ずつ

ウ　前記アに記載された配置技術者に兼務がある場合の提出書類

※「建設工事における技術者の専任に係る取扱いについて」の通知を参照のこと

主任技術者兼務届	対象工事ごとに1部ずつ

エ　要件設定のある場合の提出書類

本件入札公告で次の要件が設定されている場合に、関係書類を提出するものとする。

要件項目	提出書類	部数
工事経験を求める配置技術者要件がある場合	配置技術者調書(工事経験用)	1部
同種・類似工事要件がある場合	施工実績調書	1部
更生工法の協会員であること	協会員証の写し	1部
更生工法協会の実施する技術講習会の受講修了証を取得した者を現場代理人として選任し、自社で現場管理を行えること	①　配置現場代理人のパルテムSZ協会、オールライナー協会、FFT工法協会、日本SPR工法協会、EX･ダンビー協会又は下水道課が事前審査の段階で認める工法の技術講習会受講修了証の写し ②　配置現場代理人の雇用関係が確認できるもの	各1部
設計業務関連工事案件の場合	設計・施工業者特定関係調書(設計業務関連工事用)	1部
特別管理産業廃棄物管理責任者選任要件	特別管理産業廃棄物管理責任者調書 （所定の様式を飯田市ホームページへ掲載） 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会修了証の写し 管理責任者の当該工事の入札日以前3か月以上の雇用関係が確認できるもの	各1部

オ　市外業者必須提出書類及び市内業者随時提出書類

(ｱ) 市外業者（市内に本店、支店及び営業所を有する事業所以外の事業所）が入札に参加する場合は、次の書類を必ず提出するものとする。

提　出　書　類			部数
納税証明書	飯田市に納税義務が有る場合	市税完納証明書原本(入札日前１か月以内)	1部
	飯田市に納税義務が無い場合	税務署発行納税証明書原本(入札日前１か月以内)	1部
経営事項審査結果通知書			1部
資本的・人的関係調書（資本関係・役員兼任に関する調書）			1部

(ｲ) 市内業者(市内に本店、支店及び営業所を有する事業所)は、発注者が必要に応じて前記(ｱ)に掲げる書類の提出を求めたときは、直ちに関係書類を提出するものとする。

5　入札事項等

(1) 入札執行関係

入札の中止	入札参加者がいない場合は、入札を中止とする。
入札書の無効	飯田市財務規則(昭和56年飯田市規則第7号。以下「財務規則」という。)第110条並びに要綱第17条に該当する入札は無効とする。
入札保証金	免除。ただし、入札保証金免除非適用告知書で納入免除適用除外とされている者は、同告知書で指定する期間、見積り契約金額の100分の5以上を入札前に納入するものとする。
契約保証金	請負金額の100分の10以上の金銭的保証。(5,000千円以上対象)
前払金	請負金額の100分の40以内。(1,300千円以上対象)
中間前払金	前払金支払い後、条件を満たしている場合に、請負金額の100分の20以内。
部分払金	適用有り
その他	

(2) 入札額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 工事費内訳書の提出

ア　第１回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額(以下「入札価格」という。)に対応した工事費内訳書を提出すること。ただし、当該工事費内訳書の積算価格(以下「内訳書価格」という。)と入札価格の差が１万円未満である場合は、入札価格と内訳書価格が一致するものとして、有効な入札書として扱う。

イ　工事費内訳書の様式は、設計図書の本工事費内訳書までの内訳金額の明らかなもので、市のホームページに掲載する形式により作成するものとする。

ウ　一度提出された工事費内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

エ　工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

6　落札者の決定方法

最低制限価格または失格基準価格（変動型）を設定した入札においては、最低制限価格または失格基準価格（変動型）を下回った入札を行った者は失格とし落札者とはならない。また、当該入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できない。

電子入札システムにより予定価格の制限の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った入札者から落札候補者を決定し、最初に入札要件を満たす有効な入札をした落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者が当該開札日時から落札者の決定までの間に、公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさないことが判明したときは、その者の入札を無効とする。

7　落札者の決定及び通知

(1) 落札者の決定は、原則として開札日の翌翌日(休日を除く)の17時までに行い、当該落札者に電子メールにより連絡し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

(2) 落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、当該落札候補者に対してその旨を通知すると同時に、次順位の落札候補者に配置技術者決定届の提出を求めるものとする。

8　仮契約の締結

議会の議決を要する場合は、財務規則第112条第3項の規定に基づき、市議会の同意があったときに本契約とみなす仮契約を締結するものとする。

9　その他の事項

本件は、入札公告記載事項のほか、財務規則及び要綱に基づき実施するものとする。

10　入札・契約の情報提供

飯田市入札・契約情報として、飯田市の入札情報システムへ掲載するものとする。

入札の結果、積算に疑義が生じた場合は、「飯田市建設工事等の積算疑義の申立てに関する要領」により、開札日の翌々開庁日の12時までに手続きをすること。

11　問い合わせ先

〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市役所 総務部 財政課 契約係

［電　話］0265-22-4511（内線2134）

12　書類の提出先

［メールアドレス］kei-den@city.iida.nagano.jp　［ﾌｧｸｼﾐﾘ］0265-24-4511

後注	発注方式(形態)

《通常発注方式》　単一工事として発注し、単一契約する一般的な発注方法

《一括発注方式》　同一現場内で同一時期の複数の工事であって、同一工事として発注することが困難である工事について、それぞれの設計金額を合わせ一つの案件とみなして発注する方法

《分離発注方式》　専門職種又は専門工種に分けて発注する方法。あるひとつの工事をその工事の各種構成部分に分離して技術的専門分野に分業的に発注するもので、例えば、水道や電気などの設備工事(電気設備や空調設備等)を建築工事から切り離し、設備業者に直接発注する方法